平成２１年（フ）第５８５号
静岡県袋井市新堀123番地の１、前住所静岡県周智郡森町睦実2894番地の４
債務者　村上　由夏
１　決定年月日時　平成21年11月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月15日午前11時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第１４号
北海道標津郡標津町字伊茶仁32番地
債務者　柳谷　城治
１　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月29日午前11時
釧路地方裁判所根室支部

平成２１年（フ）第１５号
北海道標津郡標津町字伊茶仁32番地
債務者　柳谷　　桂
１　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月29日午前11時
釧路地方裁判所根室支部

平成２１年（フ）第６４号
北海道標津郡標津町北３条西３丁目６番１―35号
債務者　桜井　美砂
１　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月29日午前11時
釧路地方裁判所根室支部

平成２１年（フ）第１５１号
島根県大田市長久町長久ロ303番地６　田中アパート１号
債務者　田中　利明
１　決定年月日時　平成21年11月27日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月18日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２１年（フ）第６８号
島根県江津市江津町1515番地20
債務者　白川美惠こと　朴　　美惠
１　決定年月日時　平成21年11月27日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月20日午後１時10分
松江地方裁判所浜田支部

平成２１年（フ）第７２号
鳥取県米子市岩倉町40番地
債務者　白川　雅英
１　決定年月日時　平成21年11月27日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月20日午後１時10分
松江地方裁判所浜田支部

平成２１年（フ）第９５号
島根県邑智郡美郷町久保166番地１
債務者　原　とくえ
１　決定年月日時　平成21年11月27日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月20日午後１時10分
松江地方裁判所浜田支部

平成２１年（フ）第９６号
島根県邑智郡美郷町久保166番地１
債務者　原　　千歳
１　決定年月日時　平成21年11月27日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月20日午後１時10分
松江地方裁判所浜田支部

平成２１年（フ）第１０３号
島根県浜田市旭町丸原155番地38―４―202、前住所島根県浜田市旭町和田712番地３
債務者　宮本　智耶
１　決定年月日時　平成21年11月27日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月20日午後１時10分
松江地方裁判所浜田支部

破産手続廃止

平成２１年（フ）第１５９号
佐賀県佐賀市三瀬村三瀬2768番地８
破産者　有限会社カムラ
１　決定年月日　平成21年11月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成１９年（フ）第２０９０号
埼玉県所沢市緑町３丁目24番21号81―202
破産者　株式会社新栄産業
１　決定年月日　平成21年11月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１０６５号
愛知県海部郡飛島村大字新政成４丁目92番地
破産者　有限会社リード
１　決定年月日　平成21年11月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１２７３号
愛知県東海市名和町１丁目93番地
破産者　株式会社ワンエッジ
１　決定年月日　平成21年11月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第１８０６号
宮城県亘理郡亘理町逢隈高屋字柴北122番地２
破産者　有限会社コマツインディストリー
１　決定年月日　平成21年11月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２０年（フ）第３５７号
福島県郡山市八山田５丁目183番地
破産者　株式会社ティーエムイー
１　決定年月日　平成21年11月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第８９号
福島県郡山市並木５丁目５番地の36
破産者　有限会社大尚運輸
１　決定年月日　平成21年11月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第２４９号
名古屋市名東区勢子坊４丁目506番地の２
破産者　有限会社エルファ企画
１　決定年月日　平成21年11月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部